

議案第 53 号

嘉島町いじめ問題再調査委員会条例の制定について

嘉島町いじめ問題再調査委員会条例を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 12 月 9 日提出

嘉島町長 鍋田 平

(提案理由)

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 30 条第 2 項の規定に基づき、附属機関として嘉島町いじめ問題再調査委員会を設置するに当たり、本条例を制定する必要があるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

嘉島町いじめ問題再調査委員会条例

(趣旨)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第30条第1項の規定により、嘉島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から報告された重大事態（法第28条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）に対処し、又は当該重大事態と同種の事態の発生を防止するため、法第30条第2項に基づく調査を実施するに当たって、町長の付属機関として嘉島町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 再調査委員会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 嘉島町いじめ問題調査委員会条例（令和〇年嘉島町条例第〇号）第2条の規定に基づき、嘉島町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）が実施した調査の手続の適法性及び結果の妥当性を確認すること。
- (2) 調査委員会が実施した調査手続において作成され、及び収集された記録その他の関係書類について調査審議すること。
- (3) 諮問された重大事態について調査し、その結果を町長に報告すること。
- (4) その他町長が必要であると認めること。

(組織)

第3条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 弁護士
- (3) 医師
- (4) 心理又は福祉に関する専門的知識を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱された日から当該重大事態に係る調査が終了するまでとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 再調査委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 再調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長がこれを招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その者の意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、議長は、特に必要があると認めるときは、出席委員全員の同意を得たうえで、これを公開することができる。

(守秘義務)

第7条 委員（前条第4項の規定により会議に出席した者を含む。）は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(情報提供)

第8条 町長は、再調査委員会が実施した重大事態に係る調査により、当該重大事態の事実関係が明らかになったときは、教育委員会を通じて、いじめを受けた児童等（学校に在籍する児童又は生徒をいう。）又はその保護者に対し、その情報を適切に提供するものとする。

(兼務の禁止)

第9条 委員は、調査委員会の委員を兼ねることができない。

(庶務)

第10条 再調査委員会の庶務は、総務課総務係において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。